

◎新潟県企業局訓令第4号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第3の5</b> （第6条の5関係） 係長共通専決事項 (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	<b>別表第3の5</b> （第6条の5関係） 係長共通専決事項 (1) (略)  <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)